

## 令和5年度富山県公立学校教員採用選考検査に関するQ & A

※詳細については実施要項(4月28日交付開始)でご確認ください。

### Q : 令和5年度採用選考検査の変更点は？

A :

- (1) 特別選考「教職経験」の選考対象に、定年前離職者を加えます。(本県の正規教員として実務経験3年以上を有する59歳未満で、令和4年3月31日までに離職し、かつ、令和4年4月1日現在において退職日から10年を経過していない方であることを要件とします。)
- (2) 特別選考「大学推薦」について、次のとおり変更を行います。
  - ① 富山県教育委員会が指定する大学数を拡大(直近3カ年における採用実績に応じて県外大学へも推薦枠を新設)するとともに、本県と就職支援協定を締結している県外大学への推薦枠を新設します。
  - ② 対象種目・教科(科目)について、これまでの小学校に加えて、新たに中学校・高校(「国語」「理科」「家庭」「農業」「水産」「福祉」)及び特別支援学校を選考実施対象とします。
  - ③ 中学校・高校「工業」「情報」「技術」の志願者を対象とし、これらの免許状取得に関する課程認定を受けている全国全ての大学(大学院、教職大学院を含む)から推薦を受け付けます。
- (3) 特別選考「社会人経験B」(一定の条件を満たせば、教員免許状を有さない社会人経験者が受検可能な選考区分)について、次のとおり変更を行います。
  - ① 受検種目・教科(科目)に「農業」「技術」「家庭」「水産」を追加します。(各専門分野に関する資格と一定期間の実務経験で受検可能とするもの。)
  - ② 「工業」の受検資格要件について、これまで「修士」以上の学位としていたものを「学士」以上に変更します。
- (4) 「情報」以外の一般選考志願者について、情報処理技術者試験((独)情報処理推進機構)合格者(基本情報技術者試験も含む)を第1次検査の加点対象とします。

※ 特別選考「教職経験」「大学推薦」については、昨年度同様、第1次検査を免除します。

### Q : 実施要項・願書の入手方法は？

A : 交付開始日

令和4年4月28日(木)

交付場所

富山県庁正面案内窓口、東部教育事務所、西部教育事務所、  
県内各市町村教育委員会(黒部市、魚津市、滑川市、富山市、射水市、高岡市、  
氷見市、小矢部市、砺波市、南砺市、朝日町、入善町、上市町、立山町、  
舟橋村)、  
富山県首都圏本部、富山県大阪事務所、富山県名古屋事務所、  
富山くらし・しごと支援センター有楽町オフィス、大手町オフィス、  
飛騨市役所

郵送による入手方法

送付希望先の住所・氏名を書いた返信用角 2 封筒(240 mm×332 mm A 4 判の冊子が入る大きさ)に 210 円切手を貼り、下記あてに申し込んでください。

〒930-8501 富山県教育委員会教職員課あて

(「富山市新総曲輪 1 - 7」はなくても届きます)

封筒の表面左端中央に「教員採用選考検査実施要項請求」と赤で記入してください。

**Q : 令和 2 年度検査で第 1 次検査(一部免除ではない)に合格し、令和 3 年度は第 1 次検査一部免除、令和 4 年度の検査は第 1 次検査免除で受検しました。令和 5 年度検査の第 1 次検査は免除になりますか？**

A : ①令和 4 年度検査で補欠となったが名簿登載されなかった方

→ 免除になります。

②上記以外の方

→ 免除になりません。免除に必要な要件は、令和 3 年度又は令和 4 年度において、一般選考又は特別選考「障害者」の第 2 次検査を受検した方(令和 3 年度に第 1 次検査の一部免除を受け、さらに令和 4 年度に第 1 次検査の免除を受けた方は除く)で、かつ、本県での講師経験がある方です。(※令和 3 年度選考検査より、講師経験の任用期間の条件をなくしました。)

**Q : 現在、大学 4 年生ですが、採用検査に合格した後、大学院へ進学して 2 年後に採用されることは可能ですか？**

A : 可能です。出願時の申請、第 2 次検査合格後の申込みを済ませ許可されれば、採用を 2 年間延期する制度があります。また、大学院 1 年生の場合は 1 年間延期されます。ただし、両者とも専修免許状の取得が条件です。

詳しくは実施要項でご確認ください。

**Q : 年齢制限はありますか？**

A : 年齢制限はありませんが、富山県の教員の定年は 60 歳なので、昭和 38 年 4 月 2 日以降に生まれた方を要件としています。

**Q : 身体に障害のある受検者に対する配慮はありますか？**

A : 選考の区分を問わず、受検上配慮が必要な事項がある方は、願書の所定欄に記入してください。必要な対応について検討します。また、相談等がありましたら、出願前でも教職員課県立学校人事係(Tel : 076-444-3441)にご連絡ください。

**Q : 「特別支援学校 A」と「特別支援学校 B」の違いは何ですか？**

A : 「特別支援学校 A」の受検資格は小・中・高普通免許状に併せて特別支援学校普通免許状を取得している方です。(取得見込み方を含む)

「特別支援学校 B」の受検資格は小・中・高普通免許状を取得している方(取得見込み者を含む)で、特別支援学校普通免許状を取得していない方です。

なお、特別支援学校普通免許状を取得(見込みの方を含む)の方は、「特別支援学校 B」での受検はできません。

**Q : 加点制度について教えてください。**

A : 平成 28 年度採用選考検査より、一般選考及び特別選考「障害者」において、加点制度を導入し、令和 4 年度選考検査には「情報」の教員免許状を、さらに令和 5 年度選考には情報資格を対象に追加しました。具体的には、以下の表のように、「特別支援」と「情報」及び「英語」それぞれの領域に関係する教員免許状を有する方（取得見込みも可）と該当の資格を有する方に対して、第 1 次検査の総合点に 5 点加点をします。（「特別支援」「情報」「英語」のそれぞれの領域で複数の要件をみたす場合も、各領域で 5 点の加点となります。）

加点一覧						
領域	加点対象となる教員免許又は資格 (種目・教科別)		加点対象校種と加点得点			
			小学校	中学校 高等学校	特別支援 学校	
特別 支援	㊦	特別支援学校教諭免許	<b>5</b>	<b>5</b>	—	
情 報	㊧	高等学校教諭免許(情報) ※1	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	
	㊨	情報処理技術者試験((独)情報処理 推進機構)合格者(基本情報技術者試 験も含む) ※1				
英 語	㊩	中学校教諭(英語) または 高等学校教諭免許(英語)	<b>5</b>	—	—	
	㊪	実用英語技能検定((公財)日本英語 検定協会)準1級以上		<b>5</b>	<b>5</b>	<b>5</b>
	㊫	TOEIC ((一財)国際ビジネスコミュ ニケーション協会)730 点以上				
	㊬	TOEFL(国際教育交換協議会) iBT80 点以上 または PBT550 点以上				

※1 中学校・高等学校「情報」受検者及び特別支援学校受検者で「情報」を受検教科とする場合を除く。  
詳しくは実施要項でご確認ください。

**Q : 特別選考の受検資格について教えてください。**

A : 特別選考は、志願する種目の教員免許状を有し(または取得見込み。ただし「社会人経験 B」は教員免許状を有さない方)、かつ以下の条件を有する方を対象に実施しています。

(1) **社会人経験 A**

法人格を有する同一の民間企業、官公庁等において正社員又は正規職員として、平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に継続して 5 年以

上の勤務経験を有する方。

(2) 社会人経験B

次の表の左欄に掲げる受検種目・教科（科目）にあつては、当該教科に関する教員免許状を有しない方で、かつ、同欄に掲げる受検種目・教科（科目）の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たす方。なお、任用候補者名簿に登載された方は、特別免許状の申請が必要となります。

受検種目・ 教科（科目）		要 件
中 学 校  高 等 学 校  教 諭	工 業 農 業 技 術	次のア及びイの両方に該当する方 ア 学士、修士又は博士の学位を授与された方 イ 法人格を有する同一の民間企業、官公庁等において正社員又は正規職員として、平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に継続して 5 年以上の教科に関する専門分野における勤務経験を有する方
	家 庭	高等学校卒業以上の学歴を有し、次のア又はイのいずれかに該当する方 ア 専門調理師資格を有する方 イ 調理師資格を有する方で調理師として継続して 5 年以上の実務経験を有する方
	情 報	次のア、イ及びウの全てに該当する方 ア 学士、修士又は博士の学位を授与された方 イ 法人格を有する同一の民間企業、官公庁等において正社員又は正規職員として、平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に継続して 3 年以上の教科に関する専門分野における勤務経験を有する方 ウ 情報処理技術者試験（(独)情報処理推進機構）合格者
	福 祉	高等学校卒業以上の学歴を有し、次のア、イ又はウのいずれかに該当する方 ア 介護福祉士資格を有し、令和 4 年 3 月 31 日までに、介護福祉士として、通算 5 年以上の実務経験を有する方 イ 介護福祉士資格を有し、令和 4 年 3 月 31 日までに、介護福祉士として、通算 3 年以上の実務経験を有し、介護福祉士養成機関（福祉科を有する高等学校を含む。）の専任教員（実習助手を含む。）として 5 年以上の勤務経験を有する方 ウ 看護師、助産師又は保健師の資格を有し、令和 4 年 3 月 31 日までに、医療機関等において医療、福祉関係の業務に従事し、通算 5 年以上の実務経験を有する方
	水 産	高等学校卒業以上の学歴を有し、次のア、イ又はウのいずれかに該当する方 ア 3 級海技士（機関）の資格を有し、令和 4 年 3 月 31 日までに海技士（機関）として通算 5 年以上の実務経験を有する方 イ 3 級海技士（機関）の資格を有し、令和 4 年 3 月 31 日までに海技士養成機関（海洋科を設置する高等学校を含む。）の専任教員（海洋科での勤務経験を有する実習助手を含む。）として通算 3 年以上の実務経験を有する方 ウ 学士、修士又は博士の学位を授与された方で、法人格を有する同一の民間企業、官公庁等において正社員又は正規職員として、平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に継続して 5 年以上の教科に関する専門分野における勤務経験を有する方

備考 勤務経験又は実務経験の期間については、常勤又は常勤に準ずる職員として勤務した期間をもって通算するものとします。

(3) **教職経験**

次のア又イに該当する方

- ア 富山県以外の都道府県において、国立大学法人又は地方公共団体が設置する学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭として、令和4年3月31日まで継続して3年以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）があり、かつ出願時にも引き続き任用中の方
- イ 富山県公立学校教員採用選考検査に合格し、教諭、養護教諭又は栄養教諭として、3年以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）を有し、令和4年3月31日までに離職し、かつ、令和4年4月1日現在において退職日から10年を経過していない方

(4) **特定資格**

以下の受検種目ごとの資格のいずれかを出願時に有する方。

- ・すべての種目…臨床心理士
- ・中・高(理科)…薬剤師
- ・中・高(英語)…TOEIC 860点以上以上  
TOEFL iBT 100点以上、またはPBT 600点以上  
英検1級
- ・中・高(家庭)…調理師
- ・中・高(看護)…看護師、助産師、保健師
- ・中・高(情報)…情報処理技術者試験合格者 他
- ・中・高(福祉)…介護福祉士、医師、看護師
- ・中・高(工業[建築系])…1級建築士
- ・中・高(工業[化学工業系][薬業系])…薬剤師
- ・特別支援学校…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

(5) **国際貢献**

青年海外協力隊として、継続して2年以上の派遣実績を有する方。

(6) **スポーツ実績**

中・高(保健体育)の志願者で、高等学校卒業以降に以下の①または②に該当する方。

- ①国際規模の競技会に日本代表として出場した競技者またはその指導者
- ②全国規模の競技会で4位以上の成績を収めた競技者またはその指導者

(7) **障害者**

次に掲げる手帳等の交付を受けている方

※下記の手帳等は受検申込日及び受検日当日において有効であること。

- (ア) 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）別表に掲げる障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
- (イ) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳

(8) **大学推薦**

a 又は b に該当する方で、かつ、次のアからエまでの要件の全てに該当する方のうち、在籍する大学の学長等から推薦を受けた方

a 中学校・高等学校教諭「工業」「情報」「技術」を志願する方で、受検する種目・教科（科目）の出願に必要な教員免許状について、教諭一種免許状又は専修免許状取得のための課程認定を受けている大学に在籍している方（大学院及び教職大学院を含む。）

b 富山県教育委員会が指定する大学に在籍する方（大学院及び教職大学院を含む。）

※ 受検種目は、小学校教諭、中学校・高等学校教諭（「国語」「理科」「家庭」「農業」「水産」「福祉」）及び特別支援学校教諭とします。

(要件)

ア 富山県公立学校の教員となることを第一志望とし、富山県が求める教員像にふさわしい資質・能力及び適性を備えている方

イ 富山県公立学校教員として、令和5年4月1日に着任できる方

ウ 令和4年度に大学等を卒業（修了）見込みの方

エ 受検する種目・教科（科目）の教諭一種（専修）免許状を所有する方又は令和5年3月31日までに取得見込みの者

詳しくは実施要項でご確認ください。

**Q：過去の検査問題を閲覧することはできますか？**

A： 富山県庁情報公開総合窓口（県庁東別館2階 TEL：076-444-3154）で令和2、3、4年度の筆答検査問題（第1次、第2次）を閲覧することができます。利用時間は、土・日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く平日のAM8:30～PM5:00です。

※受検種目「栄養教諭」は令和3、4年度のみ。